

建築工事積算マニュアル 新旧対照表

改定	現行
<p data-bbox="688 359 964 394">(改定箇所のみ記載)</p> <p data-bbox="448 464 1219 516"><u>令和6年4月版</u></p> <p data-bbox="552 722 1104 774">建築工事積算マニュアル</p> <p data-bbox="543 1619 1113 1659">千葉県都市局建築部建築管理課</p>	<p data-bbox="1994 359 2270 394">(改定箇所のみ記載)</p> <p data-bbox="1757 464 2528 516"><u>令和5年4月版</u></p> <p data-bbox="1860 722 2412 774">建築工事積算マニュアル</p> <p data-bbox="1852 1619 2421 1659">千葉県都市局建築部建築管理課</p>

建築工事積算マニュアル 新旧対照表

改定	現行
<p>第1 総則</p> <p>3 積算基準</p> <p>(1) 公共建築工事の積算基準は、次のアからエに掲げるものを準用する。</p> <p>ア 公共建築工事積算基準（国土交通省）<u>（平成28年12月20日付国営積第18号）</u></p> <p>イ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省）<u>（令和5年3月29日付国営積第8号）</u></p> <p>ウ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）<u>（令和5年3月29日付国営積第8号）</u></p> <p>エ 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）<u>（令和5年3月29日付国営積第8号-2）</u></p> <p>(2) 公共住宅建設工事の積算基準は、次のアからエに掲げるものを準用する。</p> <p>ア 公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）<u>令和元年度版</u></p> <p>イ 公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）<u>令和元年度版</u></p> <p>ウ 公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）<u>令和元年度版</u></p> <p>エ 公共建築工事標準単価積算基準 <u>（国土交通省）（令和5年3月29日付国営積第8号）</u></p> <p>第2 単価作成</p> <p>8 下請経費等</p> <p>(1) 公共建築工事における「その他」の率は、公共建築工事標準単価積算基準の「その他」の率を採用し、中間値 <u>+1%</u> を標準とする。 <u>なお、率の設定がされていない交通誘導警備員等については、同基準の「その他」の率を参考に設定し、中間値+1%を標準とする。</u></p> <p>(2) 公共住宅建設工事における「その他」の率は、公共住宅工事積算基準の「下請経費等」の率を採用し、中間値 <u>+1%</u> を標準とする。 <u>なお、率の設定がされていない交通誘導警備員等については、同基準の「その他」の率を参考に設定し、中間値+1%を標準とする。</u></p> <p>第3 数量及び計測・計算の方法</p> <p>2 端数処理</p> <p>(4) 共通費</p> <p>ウ <u>その他</u></p> <p><u>建築工事積算基準第7 2項の別に定める場合は、昇降機設備工事を除く製造業者・専門工業者に単独で発注する場合とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>このマニュアルは、<u>令和6年4月1日</u>から適用する。</p>	<p>第1 総則</p> <p>3 積算基準</p> <p>(1) 公共建築工事の積算基準は、次のアからエに掲げるものを準用する。</p> <p>ア 公共建築工事積算基準（国土交通省）</p> <p>イ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省）</p> <p>ウ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）</p> <p>エ 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）</p> <p>(2) 公共住宅建設工事の積算基準は、次のアからエに掲げるものを準用する。</p> <p>ア 公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）</p> <p>イ 公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）</p> <p>ウ 公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）</p> <p>エ 公共建築工事標準単価積算基準 <u>（公共住宅事業者等連絡協議会）</u></p> <p>第2 単価作成</p> <p>8 下請経費等</p> <p>(1) 公共建築工事における「その他」の率は、公共建築工事標準単価積算基準の「その他」の率を採用し、中間値を標準とする。</p> <p>(2) 公共住宅建設工事における「その他」の率は、公共住宅工事積算基準の「下請経費等」の率を採用し、中間値を標準とする。</p> <p>第3 数量及び計測・計算の方法</p> <p>2 端数処理</p> <p>(4) 共通費</p> <p>附 則</p> <p>このマニュアルは、<u>令和5年4月1日</u>から適用する。</p>